



長野県報

3月31日(水)
平成16年
(2004年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム)	1
事務処理規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム)	3
長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程(企業局総務課)	7
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	12

告示

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第27号)の一部改正(厚生課)	13
社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第293号)の一部改正(厚生課)	25
社会福祉施設整備民間資金差額補助金交付要綱(平成9年長野県告示第561号)の一部改正(厚生課)	25

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第23号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「婦人相談所」を「女性相談センター」に、

「第29款 衛生公害研究所(第131条—第133条) を
第29款の2 看護大学(第133条の2—第133条の5) 」

「第29款 看護大学(第131条—第133条の2)に、「総合健康センター」を「救急センター」に、

「第33款の2 救急センター(第143条の3・第143条の4) を
第33款の3 精神保健福祉センター(第144条・第144条の2) 」

「第33款の2 精神保健福祉センター(第144条・第144条の2)」

「第34款の5 自然保護研究所(第146条の9・第146条の10) に、
第35款 削除 」

を「第35款 環境保全研究所(第147条—第149条)」に、

「第42款 食品工業試験場(第166条—第168条)
第42款の2 乗鞍レクリエーションセンター(第168条の2・
第168条の3) 」

を「第42款 食品工業試験場(第166条—第168条)」に改める。

第5条第6号を削り、同条第7号中「配付」を「配布」に改め、
同号を同条第6号とし、同条第8号から第12号までを1号ずつ繰り

上げ、同条に次の1項を加える。

2 文書学事課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務を
つかさどらせるため、行政情報センターを置く。

第9条第10号中「、修繕及び処分」を「及び修繕」に改める。

第17条第1項第6号中「社会福祉審議会(身体障害者福祉専門分
科会に限る。)及び」を削る。

第18条第8号中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第24条第1項第13号中「、衛生公害研究所」を削る。

第25条第13号中「総合健康センター及び」を削る。

第27条の3第1項第13号中「及び文化会館」を「、文化会館及び
環境保全研究所」に改める。

第27条の5第7号を削る。

第28条第12号中「案内人」を「観光案内業」に改め、同条第16号
中「及び乗鞍レクリエーションセンター」を削る。

第56条第1項第11号中「長野県婦人相談所条例」を「長野県女性
相談センター条例」に、「よる長野県婦人相談所」を「よる長野県
女性相談センター」に改め、同項第31号を削り、同項第32号を同項
第31号とし、同項第33号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同項
第37号を削り、同項第38号を同項第36号とし、同項第39号から第44
号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項第4号を削り、同項第5号
を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同号の次に次の
1号を加える。

(6) 長野県環境保全研究所

第56条第2項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項
第9号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第65条中「女子教育の振興」を「県民の生活及び文化の向上」に
改め、「高等学校における教育の基礎の上に」を削り、「授けると
ともに、」を「受け、深く」に、「教授研究」を「教授研究するこ
とにより、優れた人材を育成」に改める。

第77条第6項第17号を同項第19号とし、同項第13号から第16号ま
でを2号ずつ繰り下げ、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。

(14) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関すること。

第2章第2節第15款の款名を次のように改める。

第15款 女性相談センター

第93条中「長野県婦人相談所は、長野県婦人相談所条例」を「長野県女性相談センターは、長野県女性相談センター条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第94条中「長野県婦人相談所に、長野県婦人相談所条例」を「長野県女性相談センターに、長野県女性相談センター条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第94条の2中「長野県婦人相談所」を「長野県女性相談センター」に改める。

第95条中「長野県婦人相談所の」を「長野県女性相談センターの」に、「長野県婦人相談所条例」を「長野県女性相談センター条例」に改める。

第97条第2項中「長野県婦人相談所」を「長野県女性相談センター」に改める。

第108条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県身体障害者リハビリテーションセンターは、身体障害者手帳の交付に関する事務及び社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会に限る。）の庶務を行う。

第110条第6項に次の2号を加える。

(5) 身体障害者手帳の交付に関すること。

(6) 社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会に限る。）の庶務に関すること。

第2章第2節第29款を削る。

第2章第2節第29款の2中第133条の2を第131条とし、第133条の3を第132条とし、第133条の4を第133条とし、第133条の5を第133条の2とする。

第2章第2節第29款の2を同節第29款とする。

第2章第2節第33款を削る。

第2章第2節第33款の2中第143条の3を第143条とし、第143条の4を第143条の2とする。

第2章第2節第33款の2を同節第33款とする。

第2章第2節第33款の3を同節第33款の2とする。

第2章第2節第34款の5を削る。

第2章第2節第35款を次のように改める。

第35款 環境保全研究所

(業務)

第147条 長野県環境保全研究所は、環境の保全及び保健衛生の向上に寄与することを目的として、環境及び保健衛生に関する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供並びに普及啓発を行うところとする。

(位置)

第148条 長野県環境保全研究所の位置は、長野市とする。

(内部組織)

第149条 長野県環境保全研究所に、その事務を分掌させるため、管理部、感染症部、食品衛生部、衛生化学部、水質部、大気部及び環境化学部を置く。

2 管理部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 庶務及び会計に関すること。

(2) 試験検査の企画及び調整に関すること。

(3) 試験検査技術の研修及び情報の収集に関すること。

(4) ダイオキシン分析施設に関すること。

3 感染症部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 細菌学的検査に関すること。

(2) 獣医衛生及び衛生動物の検査に関すること。

(3) 血液学的検査に関すること。

(4) 臨床病理学的試験に関すること。

(5) ウィルス、リケッチャ検査に関すること。

4 食品衛生部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食品、食品添加物、食品器具及び容器包装の試験検査に関すること。

(2) 栄養学的試験検査に関すること。

5 衛生化学部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 医薬品、生薬等の試験検査に関すること。

(2) 温泉の試験検査に関すること。

(3) 毒物及び劇物の試験検査に関すること。

(4) 家庭用品（食品器具類を除く。）の試験検査に関すること。

6 水質部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 上水、飲料水及び河川水の試験検査に関すること。

(2) 下水、工場排水及び生活雑排水等の試験検査に関すること。

7 大気部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大気、騒音、振動、臭気等の試験検査に関すること。

(2) 放射能の試験検査に関すること。

(3) 環境衛生の試験検査に関すること。

8 環境化学部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 産業廃棄物及び一般廃棄物の試験検査に関すること。

(2) 土壌等の試験検査に関すること。

第2章第2節第42款の2を削る。

第198条の表中「及び上田市」を「、上田市及び東御市」に改める。

第243条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、現金取扱員は、非常勤の嘱託員をもって充てができる。

別表第1の文書学事課の項中「第5条第1号及び第12号」を「第5条第1項第1号及び第11号」に、「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に、「第11号」を「第10号」に、「第5条第4号から第6号まで」を「第5条第1項第4号、第5号」に、「第5条第7号から第10号」を「第5条第1項第6号から第9号」に改め、同表の障害福祉課の項中「のうち障害者施策推進協議会の庶務に関する事項」を削り、「、第4号」を「並びに第4号」に改め、「並びに第6号（管理係に属する事項を除く。）の事項」を削り、同表の医務課の項中「及び衛生公害研究所」を削り、「並びに第14号」を「及び第14号」に改め、同表の保健予防課の項中「並びに第13号のうち総合健康センターに関する事項」を削り、「、第12号の事項」を「並びに第12号」に改め、「うち精神保健福祉センターに関する」を削り、同表の生活文化課の項中「及び第14号」を「の事項、第13号のうち環境保全研究所に関する事項及び第14号」に改め、同表の環境自然保護課の項中「、第3号及び第7号」を「及び第3号」に改め、同表の産業振興課の項中「うち中小企業情報センターに関する」を削り、「までの事項、」を「までの事項及び」に改め、「及び第16号のうち乗鞍レクリエーションセンターに関する事項」を削る。

別表第7の長野県佐久児童相談所の項中「南佐久郡」を「東御市 南佐久郡」に改める。

別表第9の長野県東信労政事務所の項中「佐久市」を「佐久市 東御市」に改める。

とし、同(イ)を同(カ)とし、同(カ)を同(イ)とし、同(イ)を同(カ)とし、同(カ)を同(イ)とし、「(カ)」を「(イ)」に改め、同(イ)を同(カ)とし、同(カ)を同(イ)とし、同(カ)を同(イ)とし、同(イ)を同(カ)とし、同(7)中「(第292条において準用する場合を含む。イ)、(ウ)及び(カ)から(コ)までにおいて同じ。)」を削り、同(7)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(7) 第158条第3項の規定による内部組織の設置及びその分掌事務に係る条例の制定又は改廃の届出の受理（第292条において準用する場合を含む。（イ）から（甲）まで及び（乙）から（サ）までにおいて同じ。）

別表第2の5の(5)の中「長野県市町村振興資金貸付規程」を「長野県市町村振興資金貸付要綱」に改め、同(5)に次の事項を加える。

ウ 長野県市町村合併特例交付金交付要綱（平成14年8月28日付け14市町村第617号知事職務代理人通知）の規定に基づく交付金の交付（合併事業計画の承認を除く。）

別表第2の5の(12)のア中「小諸市」の次に「、上小地方事務所にあつては東御市」を加え、同(17)に次の事項を加える。

ウ 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）の規定に基づく次の事項

(ア) 第11条第1項の規定による届出の受理

(イ) 第11条第2項の規定による措置

(ウ) 第11条第4項の規定による通知

(I) 第11条第5項ただし書の規定による通知

(イ) 第12条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

別表第2の5の(18)のアの(イ)中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同(25)のキ中「認可外保育施設児童対策事業補助金交付要綱」を「認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱」に改め、同(33)を削り、同(32)のエを削り、同オを同エとし、同(32)を同(33)とし、同(31)を同(32)とし、同(30)を同(31)とし、同(29)のイ中「農業生産総合対策事業等補助金交付要綱（平成12年8月1日付け12農技第400号農政部長通知）」を「生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成14年6月17日付け14農技第271号農政部長通知）」に改め、同カを削り、同キを同カとし、同クを同キとし、同ケを削り、同コを同クとし、同サ中「水田作付体系転換緊急推進事業補助金交付要綱（平成14年7月24日付け14農技第359号農政部長通知）」を「地産地消地域支援事業補助金交付要綱（平成15年長野県告示第300号）」に改め、同サを同ケとし、同(29)を同(30)とし、同(28)を同(29)とし、同(27)を同(28)とし、同(26)のキを削り、同クを同キとし、同ケを同クとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 知的障害者グループホーム施設整備事業補助金交付要綱（平成14年6月24日付け14障第215号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(26)のサ及びシを削り、同スを同サとし、同セを削り、同ソを同シとし、同タを同スとし、同(26)に次の事項を加える。

セ 知的障害者施設訓練等支援費等県費負担（補助）金交付要綱（平成16年3月16日付け15障第661号社会部長通知）の規定に基づく補助金等の交付

ゾ 知的障害者地域生活援助事業補助金交付要綱（平成16年3月18日付け15障自第52号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(26)を同(27)とし、同(25)の次に次の事項を加える。

(26) 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事項

ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく次の事項

(7) 第13条の規定による配偶者のない女子等に対する資金の貸付け（第32条第1項において準用する場合を含む。）

(イ) 第14条の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付け（第32条第3項において準用する場合を含む。）

(ウ) 第13条（第32条第1項において準用する場合を含む。）及び第14条（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。）

イ 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の規定に基づく次の事項

(7) 第8条第5項の規定による災害を受けた者に対する据置期間の延長（第37条第2項において準用する場合を含む。）

(イ) 第11条の規定による修学資金の交付の停止及び減額

(カ) 第12条の規定による貸付けの停止の認定（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる児童扶養資金に係るものを含む。（オ）から（カ）までにおいて同じ。）

(カ) 第15条の規定による母子福祉団体に対する監督等の権限

(オ) 第16条の規定による一時償還の請求

(カ) 第17条の規定による違約金（第18条第2項において準用する場合を含む。）の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。（ウ）において同じ。）

(カ) 第19条の規定による償還金の支払猶予

(カ) 第38条において準用する第11条、第12条、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第19条の規定による寡婦福祉資金に係る修学資金の交付の停止及び減額等

ウ 児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の規定に基づく次の事項

(7) 附則第4条第1項の規定による資金の貸付け

(イ) 附則第4条第1項の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。（オ）において同じ。）

(ウ) 附則第4条第5項の規定による据置期間の延長

(カ) 附則第4条第6項の規定による貸付けの停止の認定

(オ) 附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予

(カ) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第16条の規定による一時償還の請求

(カ) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第17条の規定による違約金の徴収

エ 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年長野県規則第5号）の規定に基づく次の事項

(7) 第5条の規定による借用書の受理（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成14年長野県規則第46号）附則第2項において準用する場合を含む。（オ）から（カ）までにおいて同じ。）

(イ) 第6条の規定による貸付金の増額

(ウ) 第7条の規定による貸付金の辞退及び減額の申出の受

理

- (イ) 第8条第1項の規定による休学及び復学の届出の受理
- (カ) 第13条の規定による償還方法の変更の申請の受理
- (ハ) 第14条の規定による繰上償還の申出の受理
- (ホ) 第18条の規定による借主等の氏名の変更等の届出の受理
- (ケ) 第19条の規定による借主等の死亡の届出の受理
- (ケ) 第20条の規定による保証人の変更の届出の受理
- (ジ) 第23条において準用する第5条から第8条まで、第13条、第14条及び第18条から第20条までの規定による寡婦福祉資金に係る借用書の受理等

別表第2の5の(85)を同(87)とし、同(84)中「小諸市」の次に「、上小地方事務所長にあつては東御市」を加え、同イ中「(3)のアの(ウ)」を「(3)のアの(イ)」に、「(ケ)、(ニ)及び(ヌ)」を「(コ)、(ス)及び(ヌ)」に、「(81)」を「(83)」に改め、同(84)を同(86)とし、同(73)から(83)までを2ずつ繰り下げ、同(72)を削り、同(71)を同(74)とし、同(74)の前に次の事項を加える。

(73) 無料職業紹介事業に関する事項

職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく次の事項

- ア 第5条の5の規定による求人の申込みの受理
- イ 第5条の6の規定による求職の申込みの受理
- ウ 第5条の7の規定による紹介

別表第2の5の(70)を同(72)とし、同(57)から(69)までを2ずつ繰り下げ、同(56)のアの(イ)中「受理」を「受理（第44条において準用する場合を含む。(ウ)から(ケ)まで及び(サ)において同じ。）」に改め、同(カ)中「間伐」を「択伐」に改め、同(カ)中「間伐の」を削り、「変更命令」の次に「(第34条の3第2項において準用する場合を含む。(ケ)において同じ。)」を加え、同(コ)を同(サ)とし、同(カ)中「、第202条、第206条及び第207条」を「及び第202条」に改め、「軽微な」を削り、同(ケ)を同(コ)とし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(ケ) 第34条の3第1項の規定による間伐の届出書の受理

別表第2の5の(56)のイの(カ)中「第22条の11第1項第5号」を「第22条の11第1項第3号及び第4号の規定による届出の受理並びに同項第5号」に改め、同(56)を同(58)とし、同(55)のアの(7)のc中「(73)のアの(7)」を「(76)のアの(7)」に、「(73)のアの(イ)」を「(76)のアの(イ)」に改め、同サ及びシを削り、同スを同サとし、同セを同シとし、同ソを同スとし、同タを同セとし、同チを同ソとし、同ツを同タとし、同テを同チとし、同トを同ツとし、同ナを同テとし、同テの次に次の事項を加える。

ト 信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付要綱（平成15年長野県告示第340号）の規定に基づく補助金の交付

ナ 森林（もり）の里親促進事業補助金交付要綱（平成15年4月25日付け15林振第37号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(55)のニ中「里山活性化対策モデル事業補助金交付要綱（平成9年4月23日付け9緑第50号林務部長通知）を「エコメディカル・アンド・ヒーリングビレッジ事業補助金交付要綱（平成15年6月6日付け15森第142号林務部長通知）に改め、同(55)を同(57)とし、同(51)から(54)までを2ずつ繰り下げ、同(50)のアの(キ)中「国営土地改良事業」を「土地改良事業」に改め、同セを同ソとし、同スを同セとし、同シを同スとし、同サを同シとし、同コを同

サとし、同ケの次に次の事項を加える。

- コ 手づくり農村支援事業補助金等交付要綱（平成16年3月19日付け15土地第796号農政部長通知）の規定に基づく補助金等の交付

別表第2の5の(50)を同(52)とし、同(52)の前に次の事項を加える。

(51) 国土調査に関する事項

長野県国土調査事業補助金交付要綱（平成14年4月24日付け14農村第82号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付
別表第2の5の(49)を削り、同(48)を同(50)とし、同(40)から(47)までを2ずつ繰り下げ、同(42)の前に次の事項を加える。

(41) バイオマスの利活用に関する事項

バイオマス利活用フロンティア推進事業補助金交付要綱（平成15年4月10日付け15農村第173号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るもの）を除く。）

別表第2の5の(39)を同(40)とし、同(38)を同(39)とし、同(37)のオを削り、同(37)を同(38)とし、同(34)から(36)までを1ずつ繰り下げ、同(33)の次に次の事項を加える。

(34) 米の消費拡大に関する事項

米飯学校給食環境整備等支援事業補助金交付要綱（平成11年4月1日付け11農政第6号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(6)を削り、同(7)を同(6)とし、同(8)中「小諸市」の次に「、小県福祉事務所長にあつては東御市」を加え、同(8)を同(7)とし、同10を次のように改める。

10 長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長に委任する事項

(1) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定に基づく次の事項

ア 第9条第1項の規定による身体障害者手帳交付台帳の記載

イ 第9条第7項の規定による身体障害者手帳交付台帳の記載事項の消除

(2) 長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）第4条の規定による使用料又は手数料の減免

(3) 長野県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会に限る。）の庶務

別表第2の16中「長野県衛生公害研究所長」を「長野県環境保全研究所長」に、「長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に改め、同17の(1)中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

(2) 第8条第2項の規定による学位論文審査料の免除

別表第2の30の(1)のア中「第4条」を「第27条第1項」に改め、同イ中「第9条第1項」を「第33条第1項」に改め、同ウ中「第20条第1項」を「第55条第1項」に改め、同エ中「第20条第2項」を「第55条第2項」に改め、同オ中「第20条第3項」を「第55条第3項」に改め、同カ中「第21条第1項」を「第56条第1項」に改め、同キ中「第21条第2項」を「第56条第2項」に改め、同ク中「第21条第3項」を「第56条第3項」に改め、同33の(1)のナを同ヌとし、同トを同ニとし、同テを同ナとし、同ツを同トとし、同チを同テとし、同タを同ツとし、同ソを同チとし、同セを同タとし、同スを同

ソとし、同シを同セとし、同サを同スとし、同コを同シとし、同ケの次に次の事項を加える。

コ 第12条の4第1項の規定による勧告

サ 第12条の4第2項の規定による措置命令

別表第2の33の(2)を次のように改める。

(2) 薬事に関する事項

ア 薬事法の規定に基づく次の事項（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。イにおいて同じ。）

(7) 第26条第1項の規定による一般販売業の許可

(イ) 第26条第3項ただし書の規定による許可

(ウ) 第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可

(エ) 第35条の規定による特例販売業の許可

(オ) 第38条において準用する第10条の規定による届出の受理

(カ) 第69条第1項の規定による立入検査等

(キ) 第69条第2項の規定による立入検査等

(ク) 第69条第3項の規定による立入検査等

(ケ) 第70条第1項の規定による措置命令

(コ) 第70条第2項の規定による廃棄等

イ 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）の規定に基づく次の事項

(7) 第2条第1項の規定による許可証の交付

(イ) 第2条第2項の規定による許可証の交付

(ウ) 第3条第1項の規定による許可証の書換え交付

(エ) 第4条第1項の規定による許可証の再交付

(オ) 第4条第3項の規定による許可証の返納の受理

(カ) 第4条の2の規定による許可証の返納の受理

ウ 動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第3号）第33条の規定による品目の変更又は品目の追加指定（特例販売業に係るものに限る。）

別表第2の44の(2)中「議員公舎」を「議員会館」に改め、同(3)中「及び管理」を「、管理及び処分」に改め、同45の(5)中「（教育事務所及び学校その他の教育機関の所掌に係る物品並びに埋蔵文化財の処分に限る。）」を削り、同48、49及び51中「及び管理」を「、管理及び処分」に改める。

別表第3の2中「別表第2の5の(3)のアの(ウ)及び(オ)から(ナ)」を「別表第2の5の(3)のアの(イ)及び(シ)から(ニ)」に改め、「同(17)のアの(テ)」の次に「及びウの(オ)」を、「同(26)のアの(ウ)」の次に「、イの(カ)並びにウの(イ)及び(オ)、同(27)のアの(ウ)」を加え、「同(50)のサ」を「同(52)のサ」に、「同(57)のイの(ウ)、同(58)のア」を「同(59)のイの(ウ)、同(60)のア」に、「同(65)のイ」を「同(67)のイ」に、「同(66)、同(69)のカ」を「同(68)、同(71)のカ」に、「同(70)のイの(イ)」を「同(72)のイの(イ)」に、「同(71)のアの(7)」を「同(74)のアの(7)」に、「同(73)のアの(ウ)」を「同(75)のアの(ウ)」に、「同(74)のアの(ト)」を「同(76)のアの(ト)」に、「同(76)のアの(ス)」を「同(78)のアの(ス)」に、「同(78)のアの(イ)」を「同(80)のアの(イ)」に、「同(81)のキ」を「同(83)のキ」に改め、同3中「、同(5)並びに同(6)のア並びにウの(7)及び(イ)」を「及び同(5)」に改め、同7中「及びト」を「、コ、サ及びニ並びに同(2)のアの(カ)から(コ)まで」に改める。

別表第4の3の(9)中「（総務部長に限る。）」を削る。

別表第5の10中「の取得及び管理」を「及び債権の取得、管理及び処分」に改め、同11を削り、同12を同11とし、同13から15までを

1ずつ繰り上げる。

別表第8の2の(6)を次のように改める。

(6) 廃棄物に関する事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく次の事項

(7) 第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可（県外に主たる事務所を置く者に係るもの）を除く。

(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 第14条第2項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新

(ウ) 第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集運搬業の変更許可

(イ) 第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（県外に主たる事務所を置く者に係るもの）を除く。(オ)及び(カ)において同じ。)

(オ) 第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新

(カ) 第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更許可

(カ) 第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可（最終処分場及び焼却施設に係るもの）を除く。(ク)から(ナ)までにおいて同じ。)

(ク) 第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出の受理

(ケ) 第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可

(コ) 第15条の4において準用する第9条の5第1項の規定による譲受け等の許可

(オ) 第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定による法人の合併又は分割の認可

(シ) 第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定に基づく次の事項

(7) 第12条の7の7第4項の規定による受理書の交付（最終処分場及び焼却施設に係るもの）を除く。(イ)において同じ。)

(イ) 第12条の7の7第5項の規定による変更届出書の受理

別表第8の2の(13)中「小諸市」の次に「、上小地方事務所長にあつては東御市」を加え、同7を同8とし、同4から6までを1ずつ繰り下げ、同3の(12)のア中「（昭和35年法律第145号）」を削り、同イ中「（昭和36年政令第11号）」を削り、同3を同4とし、同2の次に次の事項を加える。

3 長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長が専決する事項

(1) 身体障害者福祉法の規定に基づく次の事項

ア 第15条第1項の規定による医師の指定

イ 第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付

ウ 第15条第5項の規定による通知

エ 第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還の受理

オ 第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還命令

カ 第16条第4項の規定による通知の受理

キ 第19条の2第1項の規定による医療機関の指定

- ク 第19条の2第4項の規定による医療機関の指定の取消し
 (2) 身体障害者福祉法施行令の規定に基づく次の事項
 ア 第3条第3項の規定による医師の指定の取消し
 イ 第5条第1項の規定による諮問
 ウ 第6条第1項の規定による通知
 エ 第6条第2項の規定による通知
 オ 第7条の規定による通知の受理
 カ 第9条第2項の規定による届出の受理
 キ 第9条第4項の規定による届出の受理
 ク 第9条第6項の規定による通知
 ケ 第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付
 コ 第10条第3項の規定による身体障害者手帳の再交付
 サ 第12条第2項の規定による通知の受理
 シ 第22条第2項の規定による承認
 ス 第23条の規定による届出の受理
 セ 第24条の規定による申出の受理

別表第10の1中「、長野県衛生公害研究所長」を削り、「長野県動物愛護センター所長」の次に「、長野県環境保全研究所長」を加え、同(1)中「長野県衛生公害研究所の次長を除く。」を「長野県環境保全研究所にあつてはその事務について所長があらかじめ指定した次長」に改め、同6中「長野県自然保護研究所長、長野県松本創業支援センター所長、長野県長野創業支援センター所長、長野県岡谷創業支援センター所長」を「創業支援センター所長」に改め、同8中「長野県婦人相談所長」を「長野県女性相談センター所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- この規則の施行前にこの規則による改正前の事務処理規則別表第2の規定により現地機関の長に委任した平成15年度予算の執行を伴う事務のうち、東御市（旧北佐久郡北御牧村の区域に限る。）の区域におけるものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、引き続き当該現地機関の長に委任するものとする。
- 施行日から平成16年5月31日までの間における長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第4条第1項第1号に掲げる事項（平成15年度の歳入に係るものに限る。）に係るこの規則による改正後の事務処理規則別表第2の5の(86)の規定の適用については、同(86)中「佐久地方事務所にあつては小諸市、上小地方事務所にあつては東御市」とあるのは、「佐久地方事務所にあつては小諸市及び東御市（旧北佐久郡北御牧村の区域に限る。）、上小地方事務所にあつては東御市（旧小県郡東部町の区域に限る。）」とする。

行政システム改革チーム

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第6号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する 管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文書管理システム 電子計算機を利用して、文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等に関する事務の処理を行うための情報システムをいう。

第4条第3項第2号中「文書」を「公文」に改める。

第4条の3第1項中「当初に」の次に「文書管理システムにより」を加える。

第8条の見出しを「(用紙)」に改め、同条第1項中「文書の」を「公文の作成の際に使用する」に改め、同条第2項を削る。

第9条の見出しを「(公文の書式等)」に改め、同条中「文書」を「公文の書式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公文の文章は、平明簡易でなければならない。

第10条の見出し及び同条第1項中「文書」を「公文」に改め、同条第2項中「施行する文書」を「公文」に、「文書の」を「公文の」に、「文書に」を「公文に」に改める。

第11条の前の見出し及び同条中「文書」を「公文」に改める。

第12条中「文書」を「公文に係る文書等」に、「施行」を「当該公文を施行」に改める。

第12条の3第2項中「様式第1号の2」を「様式第2号」に、「文書を」を「公文を」に、「文書番号簿（様式第2号）」によって「文書管理システムにより」に改め、同条第3項中「文書の」を「公文の」に、「往復文書」を「往復文」に改める。

第13条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（文書管理システムによる起案等）

第13条 起案は、件名、起案年月日、必要な関係書類及び参考資料その他所要事項を文書管理システムに登録することにより行わなければならない。

2 前項の起案に係る事案の決裁又は合議は、文書管理システムにより行うものとする。

第13条の次に次の見出し及び1条を加える。

（文書管理システムによらない起案等）

第13条の2 文書管理システムによる決裁又は合議を行い難い事案については、前条の規定にかかわらず、文書により起案を行い、当該起案文書により決裁又は合議を行うものとする。この場合において、重要又は秘密を要する起案文書は、事務担当者が持参しなければならない。

第14条中「文書の起案は、起案用紙甲（）を「前条の起案は、次条による場合を除き、起案用紙甲（）に、「な文書」を「な事案」に改める。

第15条の見出しを削り、同条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「文書の起案」を「起案」に改める。

第16条中「前2条」を「前3条」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(例文による処理)

第16条の2 定例的な事案は、例文により処理しなければならない。
2 例文は、主管課長又は所長が定めるものとする。この場合において、令達文は、総務課長（所にあつては、主管課長を経て総務課長）に合議しなければならない。

第17条の見出しを「(合議の範囲等)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項中「文書」を「公文」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(合議の特例)

第17条の2 合議を行い難い事案については、第13条第2項及び第13条の2の規定にかかわらず、公文による協議等の方法をもつて、合議に代えることができる。この場合において、決裁後その結果を関係課長に通知しなければならない。

第18条の見出しを「(文書管理システムにより登録した内容等の訂正等)」に改め、同条中「起案文書」を「文書管理システムにより登録した内容又は起案文書」に改める。

第19条の2 (見出しを含む。) 中「文書」を「公文」に改める。

第20条中「施行文書」を「施行する公文」に、「押さなければ」を「押印しなければ」に、「掲載した」を「登載する」に、「文書及び」を「事案に係る公文及び」に、「文書には、公印を押さない」を「公文には、公印を省略する」に改める。

第20条の2 第1項に次のただし書きを加える。

ただし、軽易な事案に係るものには、電子署名を省略することができる。

第20条の3の見出しを「(完結した事案に係る文書の処理)」に改め、同条中「文書が」を「事案が」に、「文書の」を「事案に係る文書の」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第14条並びに第15条第1号、第2号及び第5号の規定による起案に係る事案が完結したときは、件名、完結年月日その他所要事項を文書管理システムに登録しなければならない。ただし、保存区分が1年以下の文書及び別に定める文書については、この限りでない。

第20条の3に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、前項の文書について準用する。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(文書管理システムによる施行)

第20条の3 文書管理システムにより決裁が行われた事案に係る公文で県の機関に発するものの施行は、文書管理システムにより行うものとする。

第22条第1項中「文書等は」を「事案に係る文書等は」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「完結した文書等」を「完結文書等で文書管理システムで決裁を受けたもの以外のもの（文書管理システムにより決裁を受けた完結文書等に係る証拠書類で文書管理システムによらずに回議したものを含む。以下この条及び次条において「文書管理システムによらない完結文書等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 完結した事案に係る文書等（次項において「完結文書等」という。）で文書管理システムにより決裁を受けたもの（決裁を受けるための証拠書類で文書管理システムによらずに回議したもの除く。）は、保存期間の経過する日まで文書管理システムで保存

するものとする。

第22条第4項中「完結した文書等」を「文書管理システムによらない完結文書等」に改め、同条第5項中「する完結した文書等」を「する文書管理システムによらない完結文書等のうち電磁的記録」に、「完結した文書等に係る」を「電磁的記録に係る事案の」に、「保存文書目録（様式第11号）又は」を「、文書管理システムにより」に、「様式第11号の2」を「様式第11号」に改める。

第23条第1項中「文書等（）」を「文書管理システムによらない完結文書等（）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 引継ぎの期日は、保存責任者が指定する日とする。

第23条第3項を削る。

第23条の2 第4号中「背表紙」を「文書管理システムにより出力した背表紙」に、「件名索引」を「件名索引（様式第12号の2）」に改める。

第23条の3中「完結年又は」を削り、「所定の場所」を「指定した書架等」に、「は、保存責任者は第23条第3項の規定により提出を受けた保存文書目録の写しを」を「、保存責任者は、当該指定した書架等の番号を文書管理システムに登録するとともに、文書管理システムにより保存文書目録（様式第12号の3）を出力し、」に改める。

第25条第1項中「文書収受簿（様式第15号）に登載」を「件名、収受年月日その他所要事項を文書管理システムに登録」に改める。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(文書管理システムによる収受の処理)

第25条の3 文書管理システムにより受信した文書等で収受日及び収受の事実を明確に記録しておくことが必要なものは、文書主任が件名、収受年月日その他所要事項を文書管理システムに登録しなければならない。

2 文書主任は、文書管理システムにより受信した文書等を事務担当者に処理させるものとする。

第32条第1項中「決済」を「決裁」に改める。

第33条第2項中「で文書を施行」を「において文書の発送を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による原議又は親展（秘密）文書処理簿の返付を受けたとき及び前項の規定による文書の発送をしたときは、主管課において文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第34条第1号中「文書」を「事案に係る文書」に改める。

第37条第1項第1号中「文書収受簿に登載」を「件名、収受年月日その他所要事項を文書管理システムに登録」に改める。

第39条を次のように改める。

(文書管理システムによる収受の処理)

第39条 文書管理システムにより受信した文書等で収受日及び収受の事実を明確に記録しておくことが必要なものは、文書主任が件名、収受年月日その他所要事項を文書管理システムに登録しなければならない。

第41条の見出しを「(経由（進達）文書の処理)」に改め、同条中「経由する」を「経由し、又は進達する」に、「経由印」を「経由（進達）印」に改める。

第47条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による原議又は親展（秘密）文書処理簿の返付を受けたとき及び前項の規定により文書を施行したときは、主務課において文書管理システムに施行年月日を登録しなければならぬ

い。

第50条中「不要」を「不用」に改める。

別表第2中「文書」を「公文」に改める。

様式第2号を削り、様式第1号の2を様式第2号とする。

様式第6号の2中「(第15条、第20条の3関係)」を「(第15条、第20条の4関係)」に改める。

様式第10号を次のように改める。

(様式第10号) 削除

様式第11号を削り、様式第11号の2を様式第11号とする。

様式第12号の次に次の2様式を加える。

(様式第12号の2) (第23条の2関係)

引
索
名
件

(備考) 「分類記号」欄及び「書名」欄は、原則として、文書分類表の補助分類を記入すること。

保存文書目錄

謀
言

1 年度ごと及び保存区分（永年の文書については、その保存期間）

「保存区分を設定する」ということが困難なものは、「保存区分」欄の「累積」を丸で囲み、「所属年度」欄は「〇～〇」と記入すること。

9

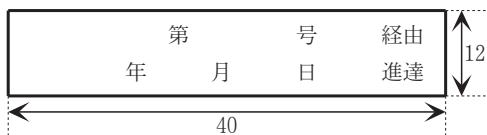
1 年度ごと及び保存区分（永年の文書については、その保存期間）ごとに別表とすること。
2 保存区分を設定するところが困難なものは、「保存区分」欄の「累積」を丸で囲み、「所属年度」欄には「〇～」と記入すること。
3 「保存場所」欄のうち、「1」欄は主管課又は主務課欄、「2」欄は保存責任者欄とし、各自書架等の番号を記入すること。

様式第15号を次のように改める。

(様式第15号) 削除

様式第18号を次のように改める。

(様式第18号) (第41条関係) (経由(進達)印)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

総務課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「衛生公害研究所長
看護大学の学長及び事務局長」 を

「看護大学の学長及び事務局長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の5第3項」を削り、「基づき、法第52条第3項ただし書」を「より、同条第3項ただし書」に改める。

別表の知事の事務部局の項中「参事(代決権を有する)」を「参事(経営戦略局に置かれるもの及び信州の木利用推進担当)」に、「チームリーダー」を「チームリーダー 政策秘書幹 政策推進幹」に、「構造改革支援主幹 代決権」を「代決権」に、「婦人相談所」を「女性相談センター」に、

「保健所」所長 次長 「衛生公害研究所」所長 管理部長 を

「保健所」所長 次長 「自然保護研究所」を「環境保全研究所」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「指導主事」を「教育支援主事」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の研究職給料表の項中 「1 卫生公害研究所
2 自然保護研究所」 を

「1 環境保全研究所」に、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「婦人相談所
県立ときわぎ寮」 を 「女性相談センター
県立ときわぎ寮」

に、「衛生公害研究所」を「環境保全研究所」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「衛生公害研究所」を「環境保全研究所」に改める。

別表のアの知事の事務部局の項中 「衛生公害研究所長
看護大学事務局長」 を

「看護大学事務局長」に、「婦人相談所長」を

「女性相談センター所長」に、「労政事務所長
衛生公害研究所次長」

を「労政事務所長」に、「計量検定所長」を

「環境保全研究所次長
計量検定所長」に、「及び局付」を

「局付及び室付」に、「地域保健推進幹
研究技監
環境保全研究所管理部長」を

「地域保健推進幹」に、「自然保護研究所次長」を

「研究技監
環境保全研究所管理部長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会事務局